

金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の
敷地の位置について

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
					主要用途（処理能力）
環境開発（株） 新保町処理工場	金沢市 新保町	ラ 25 番地 ほか 43 筆	山林ほか	11,538	破碎施設 ・ 廃プラスチック類 38.0 t / 日 ・ 木くず 76.0 t / 日

理由

環境開発(株)新保町処理工場は、管理型埋立処分場（3 箇所）と焼却炉（2 基）を有する廃棄物処理場である。

昭和 61 年 3 月 10 日と平成 4 年 11 月 9 日に建築基準法第 51 条に係る産業廃棄物処理施設（焼却炉）として許可された施設である。

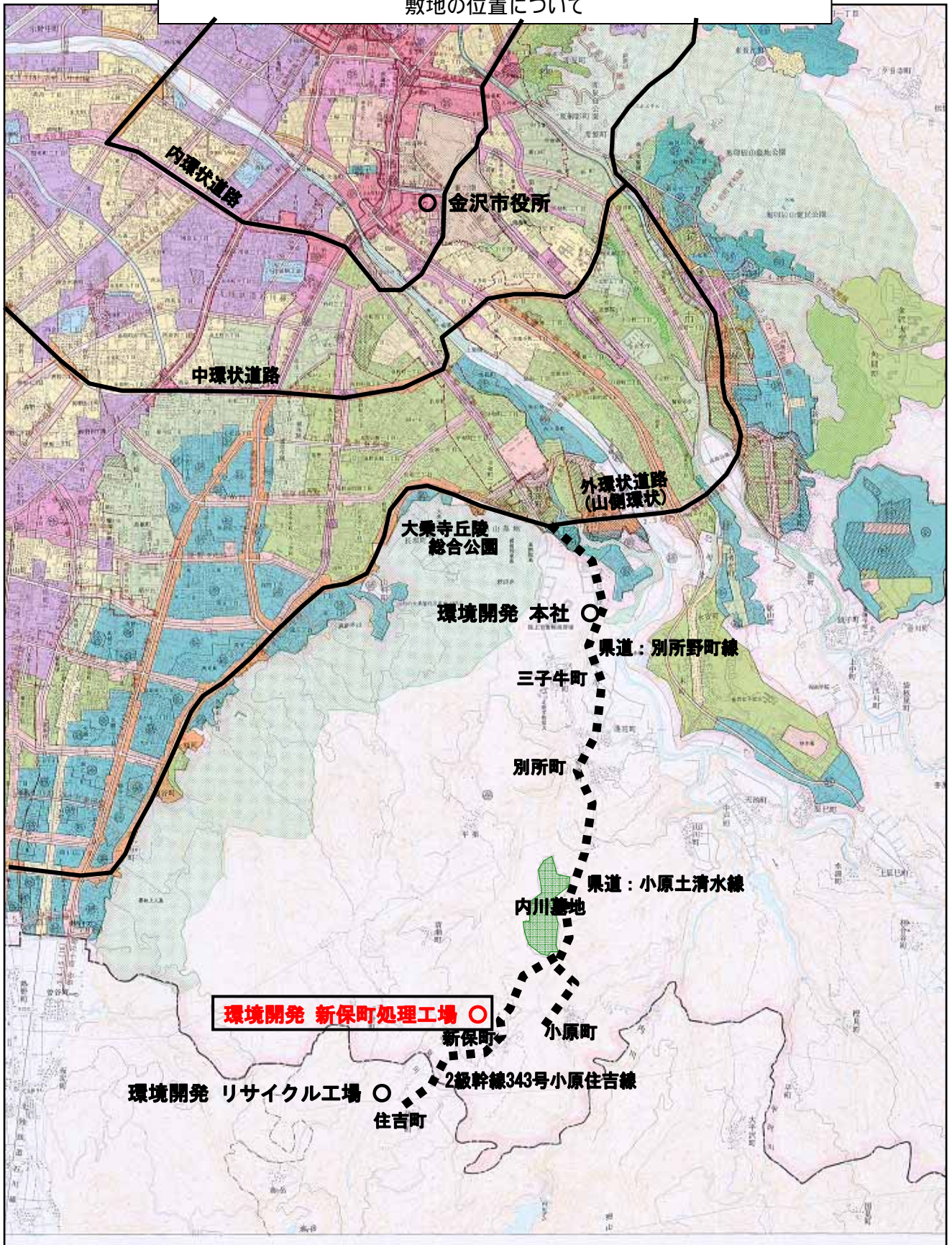
今回、焼却炉に搬入される廃棄物を積替え保管場所で分別し、リサイクル可能なものは隣接の住吉町工場（リサイクル工場）へ搬出し、焼却処分するものは、焼却効率を高めるため、新設の破碎機で破碎処理後、既設の焼却炉で処理するものである。

当施設は、市街化調整区域に位置しており、この施設の設置に当り、関係町会及び隣接者への説明、関係機関との調整を終了している。

以上のことから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による敷地の位置について、都市計画上の支障がないと判断する。

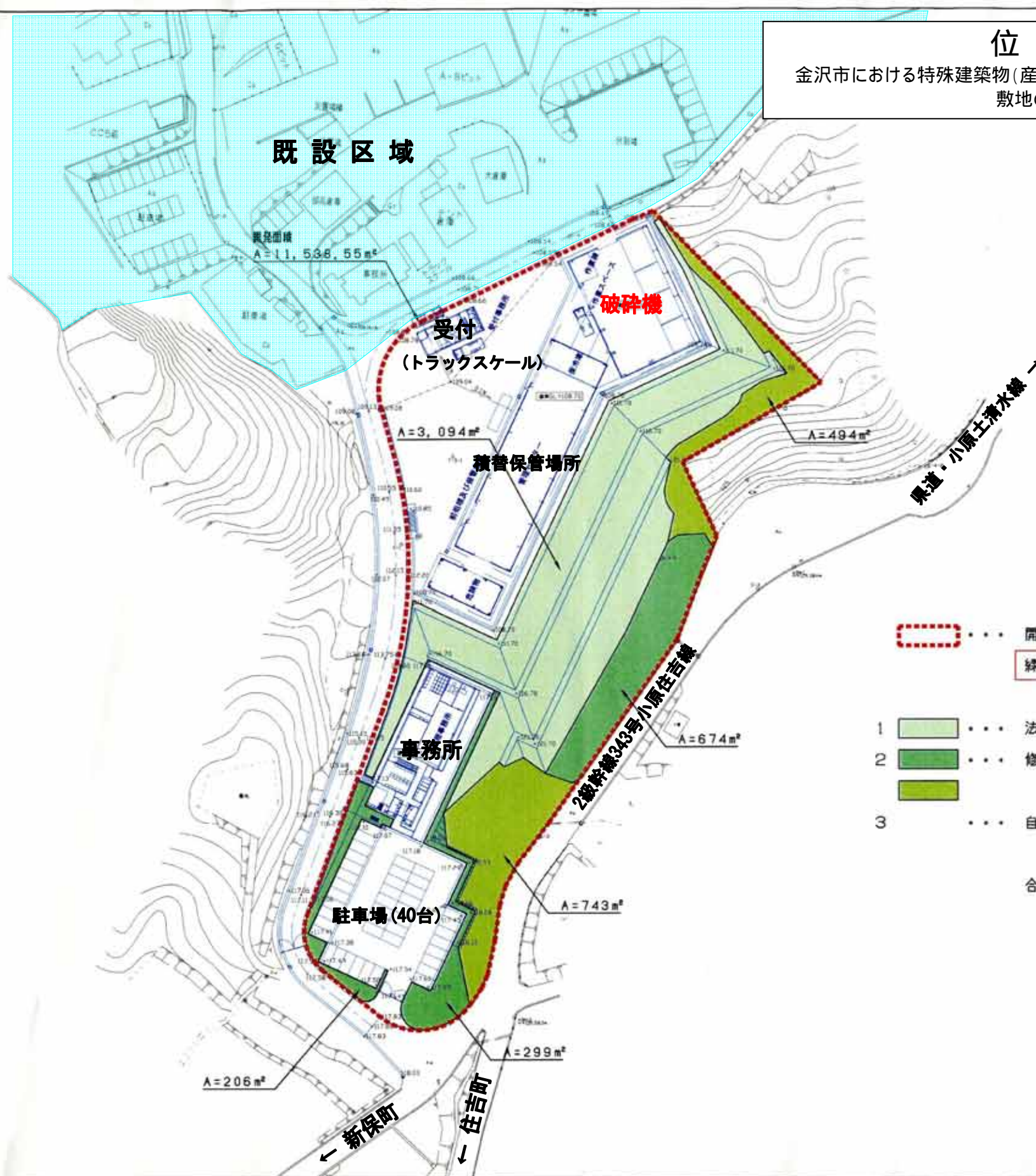
位置図

金沢市における特殊建築物(産業廃棄物、一般廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について



位置図

金沢市における特殊建築物(産業廃棄物、一般廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について



- ... 開発面積 A=11,538.55m²
 緑化率=5,510/11,538.55=48%
- ... 法面植栽部 A=3,094m²
- ... 修景植栽部 A=206+299+674
 =1,179m²
- ... 自然植栽部 A=743+494
 =1,237m²
- 合計 A=5,510m²

平成	年度
工事名	
名	
箇所	金沢市新保町域内
図名	土地利用計画図
縮尺	A1 1/500 A3 1/1000
図面番号	/ 枚の内

平成 年 月 日 製作